## 警報発令時の臨時休校について

- 1 午後 4 時30分から始業時(午後 5 時45分)までの時間帯に、舞鶴市を含む 地域(舞鶴市、舞鶴・綾部、京都府北部など)で次の(1)、(2)にあてはま るとき、「**臨時休校**」とする。(警報が発令されて休校となった場合、その日 の途中で解除されても休校とする。)
- (1) 「特別警報」 が発令された場合
- (2) 次のうち少なくとも一つの警報が発令されている場合

## 暴風警報 暴風雪警報 大雨警報 津波(大津波)警報

上記地域以外の市町村に同様の警報が発令された場合は、当該地域の生 徒は自宅待機とする。

他の警報(洪水警報、高潮警報、波浪警報)の場合は通常授業を行う。

- ※ 浮島分校を含む地域に避難勧告・避難指示が発令された場合も休校とする。
- 2 休校となった場合、原則として授業の回復措置を行う。
- 3 上記1以外の警報などで交通機関が途絶した場合や安全に登校できない場合については、担任に届け出て認められれば、出席停止の扱いとする。